

■ 集団指導に関するQ & A

Q 1 : 集団指導とは。

集団指導とは、「介護保険施設等の指導監督について」（平成18年10月23日付け老発第1023001号厚生労働省老健局長通知）に基づき、介護サービス事業所の指定権者である県等が、サービス事業者に対して、重点的かつ効率的な指導を行うため、講習等の方法で指導を行うものです。

Q 2 : 具体的にどのような内容となりますか。

主な内容としては、介護保険制度、過去の指導事例、重点的留意事項、指定後の各種手続き、感染症予防、労働関係法、高齢者虐待防止等について説明を行います。今回は、令和6年度介護報酬改定等について及び介護事業所の勤務環境について、高齢者虐待防止に関する取組について等の内容となります。

Q 3 : 日程や実施方法を教えてください。

1. 実施方法

動画配信

県庁HPの以下の場所からご視聴ください。

[トップ](#) > [くらし・健康・福祉](#) > [高齢者・介護](#) > [居宅介護](#) > [令和6年度介護保険事業所に対する集団指導を実施します。](#)

2. 配信期間

令和6年12月2日（月）から令和7年1月31日（金）まで

3. 対象サービス

県指定の居宅サービス ※みなし指定を含む

（ただし、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護を除く。）

Q 4 : 資料はありますか。

- ・動画の説明資料を令和6年12月2日（月）に県庁HPに掲載しますので、各自でダウンロードしていただき、受講してください。

Q 5 : 誰が受講すればよいでしょうか。

- ・受講者は、基本的に各サービスの管理者としますが、法人の代表者等でも可とします。

（裏面に続く）

Q 6 : 休止中の場合、受講報告は必要ですか。

- ・ 休止中の場合は報告の必要はありません。

Q 7 : 受講報告方法を教えてください。

- ・ 電子申請システムによる受講報告をお願いします。
- ・ 報告はサービス種類ごとをお願いします。ただし、介護予防サービスについては分けなくて構いません。

(例 1) 訪問介護と通所介護サービスを行っている⇒別々に報告

(例 2) 訪問看護と介護予防訪問看護サービスを行っている⇒同時に報告

【報告期限】 令和 7 年 2 月 1 4 日 (金)

【URL】 <https://shinsei.pref.miyazaki.lg.jp/Ipq7WQh>

【QR コード】



QR コードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

Q 6 : 市町村指定の居宅サービスも受講が必要でしょうか。

- ・ 地域密着型サービスや居宅介護支援事業所等の市町村が指定権者となる居宅サービス事業所については、受講不要です。

Q 7 : 動画内容について質問をしたい場合はどうすればよいでしょうか。

- ・ 県長寿介護課居宅介護担当までお願いします